

アレルギー対応の概要

○食物アレルギー症状は、表示義務7品目(※1) 卵・乳・えび・かに・そば・落花生・小麦の食品を原因として起きることが多いとされていますが、中でも、下の小麦を除いた6品目についての対応を実施します。

対応品目：卵・乳・えび・かに・そば・落花生

○「卵・乳・えび・かに」については、給食センターで調理した除去食及び代替食の提供が可能です。

ただし、対応可能かどうかについては、個別面談を実施の上、校内食物アレルギー対応委員会にて決定します。

○「そば・落花生」については、給食では使用しませんが、コンタミネーション(※2)の対応はありません。

○「小麦」については、使用頻度が高く除去が困難なため、除去食及び代替食対応はできません。ただし、パンの除去及び代金返金の対象となる場合があります。

※1 令和7年度より「くるみ」を追加した8品目中、小麦を除いた7品目に対してアレルギー対応食を実施します。

※2 コンタミネーション：食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、製造過程において、アレルギー物質が微量混入してしまうこと。微量のアレルゲンでも症状が出る人は、食べることを控える必要があります。

<対応内容の詳細について>

分類	対応方法	対応内容 例	必要手続き
A対応	除去食	<卵対応の場合> かきたま汁 → 他の材料は同じで、卵を抜いたすまし汁に変更	医師の診断 個別面談
	代替食	<えび対応の場合> えびカツ → ハンバーグに変更	
B対応	一部弁当持参	給食の内容をご家庭で確認していただき、食べる・食べないの判断をし、代わり	医師の診断
	完全弁当持参	となる弁当を持参する。(学校と家庭とで、書類のやり取りによって管理する。)	個別面談
C対応	自己除去	献立表で給食の内容を確認し、食べられないものを自分で除去する。	
D対応	特別な配慮なし	通常の給食	
E対応	食物アレルギー以外の疾患による対応	乳糖不耐症等、アレルギー以外の疾患が原因で、弁当持参等の対応をする。 パン及び飲用牛乳については、停止することができる。(別途案内)	医師の診断 用紙申請

<学校生活管理指導表の提出・個別面談の流れについて>

調査票の回答から、学校給食で特別な配慮(A・B対応)が必要となった場合、以下の流れで手続きを行います。

①学校から、食物アレルギー問診票・学校生活管理指導表の配布

(必要であれば、先に学校と保護者として面談を行い、これからのことを話し合うこともできます。)

②保護者による食物アレルギー問診票の記入

(問診票の記入について分かりづらい点は、医療機関にお尋ねください。)

③家庭から問診票を持参し、かかりつけの医療機関へ受診・担当医による学校生活管理指導表の記入

(医師による学校生活管理指導表の記入には、文書料が生じる場合があります。)

④食物アレルギー問診票・学校生活管理指導表を学校へ提出、面談の実施

⑤学校での特別な配慮